

請願第1号 吉川市におけるパートナーシップの認証制度（仮称）および性的少数者に関する諸問題への取組みに関する請願

紹介議員 五十嵐恵千子
齋藤詔治
雪田きよみ
稲葉剛治

請願第1号

令和2年2月14日受理

1、件名

吉川市におけるパートナーシップの認証制度（仮称）および性的少数者に関する諸問題への取組みに関する請願

2、要旨

- (1) 吉川市の教育、福祉、医療、就業、その他の行政活動において、性自認、性的指向による差別を許さないための諸施策を講じていただきたい。
- (2) 吉川市で、同性同士で生活する者も含め家族として扱う「パートナーシップの認証制度（仮称）」を早期に創設し、その存在を公に認めることで、性的少数者にとっても住みやすい、魅力あるまちづくりをしていただきたい。

3、理由

平成27年に渋谷区でいわゆる「同性パートナーシップ条例」が創設され、その後、世田谷区の「同性パートナーシップ宣誓制度」等、現在、同性同士を含めたパートナーの認証制度が34自治体で創設されています。埼玉県内では、これまで、さいたま市、川越市、飯能市、毛呂山町、坂戸市、和光市、狭山市、富士見市、蕨市、所沢市、加須市、朝霞市、草加市、新座市、ときがわ町、越谷市の16市町議会にて、同制度の創設や性的少数者の諸施策を求める請願や陳情が採択されており、さいたま市、川越市、越谷市では具体的な導入に向けた準備が進められています。

平成29年12月には、9都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で、性的指向や性自認による偏見や差別のない社会をめざすためのLGBT配慮促進キャンペーンが実施され、オリンピック憲章には「性的指向による差別の禁止」が明文で盛り込まれています。民間企業においては、NTTグループ等でパートナーシップ証明書を提示することで、戸籍上の同性カップル社員にも、異性間の結婚と同様の福利厚生が適用されています。また生命保険会社では、戸籍上の同性カップルも死亡保険金の受取人として指定することを認めています。

家族を形成し、社会から承認を得ることは人としての根源的な欲求で、重要な人権課題です。異性愛者には、家族を形成し法的に保護がなされる一方で、同性等と親密な関係を築きたい人をそこから排除しているのが現状です。

吉川市において、パートナーシップの認証制度（仮称）を創設し、性的少数者に関する諸問題への取組みを進めることは、性的少数者への理解の促進や差別の解消につながります。誰もが自分らしく生きられる吉川市を実現するために、1日も早く取組みを進めていただくことを切望しています。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和2年2月14日

請願者

住所 埼玉県吉川市新栄1丁目

氏名 古賀 茜

吉川市議会議長 加藤克明様

議決結果 採択